

報告第1号

専決処分報告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

平成27年6月19日提出

芦屋市長 山中 健

記

芦屋市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

処分理由

地方税法等の一部改正に伴い、芦屋市市税条例等を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため。

専決第2号

芦屋市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

別紙のように、芦屋市市税条例等の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成27年3月31日

芦屋市長 山 中 健

芦屋市条例第24号

芦屋市市税条例等の一部を改正する条例

(芦屋市市税条例の一部改正)

第1条 芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に改め、「この表」の次に「及び第4項」を加え、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第46条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

附則第15条の前に見出しとして「（個人の市民税の寄附金税額控除額に係る申告の特例等）」を付し、同条を次のように改める。

第15条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第26条第1項及び第2項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第29条第3項の規定による申告書の提出（第30条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第

8項から第10項までに規定するところにより，地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し，同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

- 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行つた申告特例対象寄附者は，当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは，同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに，当該申告特例の求めを行つた地方団体の長に対し，施行規則で定めるところにより，当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。
- 3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は，申告特例対象年の翌年の1月31日までに，法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは，当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し，施行規則で定めるところにより，申告特例通知書を送付しなければならない。
- 4 申告特例の求めを行つた者が，法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において，同項前段の規定の適用を受けるときは，前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は，当該申告特例の求めを行つた者に対し，その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第15条の次に次の1条を加える。

第15条の2 当分の間，所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し，かつ，当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）においては，法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を，第26条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第16条第2項中「第11項，第15項から第22項まで，第24項，第26項，第30項，第34項，第35項若しくは第40項」を「第13項，第17項から第24項まで，第26項，第28項，第32項，第36項，第37項若しくは第42項」に，「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

附則第17条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第18条（見出しを含む。）、第19条（見出しを含む。）、第21条、第25条（見出しを含む。）、第26条（見出しを含む。）及び第28条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第29条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

（芦屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 芦屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年芦屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「改正規定」の次に「（三輪のもの及び四輪以上のものに係る部分に限る。）」を加え、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第5号中「及び附則第30条」を「、第93条（三輪のもの及び四輪以上のものに係る部分を除く。）並びに附則第30条」に、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第93条」の次に「（三輪のもの及び四輪以上のものに係る部分に限る。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 新条例第93条（三輪のもの及び四輪以上のものに係る部分を除く。）の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の芦屋市市税条例（以下「新条例」という。）附則第15条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成27年4月1日以後に支出する新条例附則第15条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

2 新条例附則第15条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

参 照

芦屋市市税条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行ったもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市市税条例の一部改正（第1条関係）

ア 個人市民税

平成27年4月1日以後に支出する地方団体に対する寄附金について、所得割の納税義務者は、当分の間、次の(ア)から(ウ)までにより、個人の市民税に関する申告書を提出することなく寄附金税額控除の適用を受けることができるものとする。（附則第15条及び第15条の2）

(ア) 地方団体に対する寄附金を支出する者は、当該地方団体の長から賦課期日現在における住所地の市町村長に対し、寄附金税額控除に関する事項を記載した申告特例通知書を送付することを求めることができる。

(イ) (ア)の求めを受けた地方団体の長は、当該寄附金を支出した者の賦課期日現在における住所地の市町村長に対し、申告特例通知書を送付しなければならない。

(ウ) (イ)の申告特例通知書の送付があった場合、住所地の市町村長は当該寄附金に係る寄附金税額控除額に加え、当該寄附金を支出した者の所得に応じて算出した申告特例控除額を、所得割の額から控除する。

イ 法人市民税

法人市民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、次の措置を講じることとする。（第18条）

(ア) 資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算する。

(イ) 資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と

資本準備金の合算額とする。

ウ 固定資産税及び都市計画税

土地に係る固定資産税及び都市計画税の現行の負担調整措置を平成27年度から平成29年度までの間、延長することとする。

(附則第18条, 第19条, 第21条, 第25条, 第26条及び第28条)

エ 特別土地保有税

(ア) 特別土地保有税の保有分の税額の算定に当たり、当該土地が固定資産税の負担調整措置の適用を受ける土地（住宅用地等を除く。）である場合に、平成27年度から平成29年度までの間、特別土地保有税額から控除する固定資産税相当額の特例を延長することとする。（附則第29条）

(イ) 不動産取得税の課税標準の特例措置の適用を受ける宅地評価土地に対して課す特別土地保有税の取得分について、当該土地の取得期限を平成30年3月31日（現行は平成27年3月31日）まで延長することとする。

(附則第29条)

オ その他所要の規定の整備

(2) 芦屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年芦屋市条例第16号）の一部改正（第2条関係）

平成27年度分の軽自動車税から適用することとされている次の表に掲げる車種に係る税率の引上げについて、平成28年度分から適用することとする。

(附則第1条及び第4条)

車種区分		標準税率（年額）	
		引上げ後	引上げ前
原動機付自転車	50cc以下	2,000円	1,000円
	50cc超90cc以下	2,000円	1,200円
	90cc超125cc以下	2,400円	1,600円
	三輪以上で20cc超 (ミニカー)	3,700円	2,500円
二輪の軽自動車（125cc超250cc以下）		3,600円	2,400円

小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円	1,600円
	その他	5,900円	4,700円
二輪の小型自動車（250cc超）		6,000円	4,000円

3 施行期日

- (1) 2(1)の規定 平成27年4月1日
- (2) 2(2)の規定 公布の日